

令和4年6月15日

保護者の皆様へ

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

夏季における児童生徒のマスクの着用について

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止について、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、学校では常にさまざまなリスクの低減を念頭に教育活動を行なっています。特に新型コロナウイルス感染症に関しては、感染リスクと熱中症リスク、この両方の低減を図るようにしています。

熱中症リスクを低減するため、令和2年6月から「基本的には新しい生活様式を踏まえ常時マスクを着用することが望ましい」としながらも、気温が高いときの登下校等においては十分な距離（2mを目安）を保った上でマスクを外す、日除け用に傘を使用する、こまめな水分補給を心がけるなどの指導をしてきました。

また、令和3年5月から学校での教育活動では、「十分な距離を保つ、近距離での会話は控える」など一定の条件のもと、一時的にマスクを外す指導を行なっています。

さらに、本年5月27日には国の通知を踏まえ、「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」お知らせしたところです。

今般、6月10日付文部科学省通知を受けて、改めて「夏季における児童生徒のマスクの着用について」、本市における学校での取組をお知らせします。ご家庭におかれましても内容を十分にご理解の上ご協力をお願いいたします。

なお、マスクの着用について様々な考え方があることは承知しておりますが、本市においては文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」及び個別の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組みつつ、熱中症の予防に努めてまいります。

そのために、児童生徒が主体的に感染リスクや熱中症リスクを判断することは困難であることから、学校において、「マスクを着ける指導」と「マスクを外す指導」を、場面毎に適切に判断しておりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

併せて、マスク着用の有無で誤解や差別が起こらないよう人権には十分に配慮した上でマスクの着用について指導しており、今後も引き続き指導及び啓発を行います。

最後に、学校はご家庭以外では最も安全で安心な場所でなければならないと考えておりますので、今後も命を守ることを最優先に教育活動を推進してまいります。

記

1 令和4年6月10日付文部科学省通知（要旨）

熱中症により多くの生徒が救急搬送される事案が複数件確認されており、今後更に気温や湿度、暑さ指数が高くなることが見込まれるため、特に熱中症のリスクが高くなる夏季におけるマスクの着用の考え方について、改めて通知する。

○基本的な感染対策として、引き続き、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底していく必要がある。

○併せて、気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で児童生徒がマスクを着用することで、熱中症のリスクが更に高まるおそれがあることから、マスクの着用が不要な場面及

びそれに際した留意事項は以下のとおりである。

- ・各学校においては、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求めること
- ・マスクの着用が不要な場面（例：体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時）場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること
- ・その上で、できるだけ距離（2mを目安）※を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には常時換気など換気を徹底する、運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取る

○なお、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮が必要となるが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じることが不可欠である。

※学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～より

2 学校での対応

5月27日に各校より保護者の皆様にお知らせいたしました「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」にありますとおり、熱中症の予防やそれに係るマスクを外す指導について、本市教育委員会からは次のとおり学校に指示しております。

- ・屋外等においては、マスクを「外して良い」ではなく「外しなさい」と指導するとともに十分な距離を取り会話を控えるよう指導すること
- ・マスクを外す際は、他者と身体的距離を十分にとり、会話を控えるようにするが、身体的距離がとれない場合でも、濃厚接触者の定義となる〔他者との身体的距離1m未満、15分以上の会話〕とならないように指導するとともに、活動終了後に必ず手洗いを行うなど、感染防止対策も併せて指導する。
- ・マスクを外さない児童生徒には一人一人に声を掛け理由を聞くとともに、どうしても「外せない」児童生徒には活動内容を配慮すること
- ・体調管理については、児童生徒に任せるのではなく、積極的に声掛けすること

3 ご家庭の皆様へ

マスク着用等の新型コロナウイルス感染症対策及びお茶の準備等熱中症の予防に対してご協力いただきありがとうございます。引き続き、体調管理を含めてご協力いただくとともに、熱中症の予防及びマスクの取扱いについてご家庭でもお話しいただきますようお願いいたします。

4 その他

- (1) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- (2) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

夏季における児童生徒のマスクの着用について（令和4年6月10日）

- (3) 学校生活における児童生徒のマスクの着用について（令和4年5月27日）

京田辺市教育委員会ホームページ (<http://www.kyotanabe.ed.jp>)